	五入する。）
市町村	算式 （0.3 × A ＋ 0.2 × B ＋ 0.1 × C ＋ 0.1 × D ＋ 0.1 × E ＋ 0.1 × F ＋ 0.1）× 0.644 0.3 × A、0.2 × B、0.1 × C、0.1 × D、0.1 × E 及び 0.1 × F に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式 I によつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。） 算式 I A ＝（a － b － α）／｛b ×（－ 0.222）｝ （a － b － α）／ b に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式 I の符号 a　平成 25 年から平成 29 年までの各年の 4 月 1 日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の職員数（指定都市にあつては、平成 29 年 4 月 1 日現在の職員数については、県費負担教職員に相当する数として総務大臣が通知した数を控除した数とする。）（平成 5 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日までの間に合併を行つた市町村における合併前の職員数については、当該新市町村に係る合併関係市町村の職員数の合計数とし、平成 5 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日までの間に加入する地方自治法第 284 条第 1 項に規定する一部事務組合又は広域連合（以下この表において「一部事務組合等」という。）が解散、一部事務組合等を組織する市町村（以下この表において「構成市町村」という。）が一部事務組合等を脱退（地方自治法第 286 条に基づく構成市町村の数の減を含む。以下この表において同じ。）若しくは一部事務組合等が共同処理する事務を変更（構成市町村の合併に起因するものに限る。）した場合又は広域行政の観点から他の地方団体が設置した一部事務組合等の事務を受託若しくは承継した場合において、当該一部事務組合等の職員の一部又は全部を引き続き雇用している場合は、総務大臣が通知した職員数（2 以上の市町村において当該一部事務組合等の職員を引き続き雇用している場合にあつては、関係する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率を乗じて得た職員数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））を加算するものとする。以下この表の市町

	五入する。）
市町村	算式 （0.3 × A ＋ 0.2 × B ＋ 0.1 × C ＋ 0.1 × D ＋ 0.1 × E ＋ 0.1 × F ＋ 0.1）× 0.738 0.3 × A、0.2 × B、0.1 × C、0.1 × D、0.1 × E 及び 0.1 × F に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式 I によつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には 2 とし、負数となるときは 0 とする。） 算式 I A ＝（a － b － α）／｛b ×（－ 0.220）｝ （a － b － α）／ b に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式 I の符号 a　平成 24 年から平成 28 年までの各年の 4 月 1 日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の職員数（平成 5 年 4 月 2 日から平成 28 年 4 月 1 日までの間に合併を行つた市町村における合併前の職員数については、当該新市町村に係る合併関係市町村の職員数の合計数とし、平成 5 年 4 月 2 日から平成 28 年 4 月 1 日までの間に加入する地方自治法第 284 条第 1 項に規定する一部事務組合又は広域連合（以下この表において「一部事務組合等」という。）が解散、一部事務組合等を組織する市町村（以下この表において「構成市町村」という。）が一部事務組合等を脱退（地方自治法第 286 条に基づく構成市町村の数の減を含む。以下この表において同じ。）若しくは一部事務組合等が共同処理する事務を変更（構成市町村の合併に起因するものに限る。）した場合又は広域行政の観点から他の地方団体が設置した一部事務組合等の事務を受託若しくは承継した場合において、当該一部事務組合等の職員の一部又は全部を引き続き雇用している場合は、総務大臣が通知した職員数（2 以上の市町村において当該一部事務組合等の職員を引き続き雇用している場合にあつては、関係する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率を乗じて得た職員数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））を加算するものとする。以下この表の市町村の項において同じ。）を合計した数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から、次の算式によつて算